



中華人民共和國國家標準

GB 14930.1-2015

食品安全國家標準
洗淨劑

2015-09-22 公布

2016-09-22 實施

中華人民共和國

國家衛生·計划生育委員會 公布

はじめに

本標準は GB 14930.1-1994『食品用具・設備用洗浄剤衛生標準』に代わるものである。

本標準は GB 14930.1-1994 から、主に以下の点に変更となっている。

- 標準の名称を『食品安全国家标准 洗浄剤』に変更した。
- 用語と定義を改正した。
- 防腐剤と着色料の使用要件を改正した。
- 微生物指標を改正した。
- 製品分類を追加した。
- 表面活性剤の使用要件を追加した。
- 香料の使用要件を追加した。
- メタノール、ホルムアルデヒドの指標を追加した。
- ヒ素、重金属の分類指標を追加した。
- 官能検査指標を削除した。
- 蛍光増白剤についての要件を削除した。

食品安全国家标准 洗涤剂

1 範圍

本標準は食品用洗淨剤に適用する。

2 用語と定義

2.1 食品用洗淨剤

食品、食器および食品に触れる用具や設備、容器および食品包装材料の洗淨と清淨に使われる物質。

3 製品分類

製品の用途によって、2種類に分けられる。

——A 類製品は、直接食品の洗淨に使われる洗淨剤。

——B 類製品は、食器および食品に触れる用具や設備、容器および食品包装材料の洗淨に使われる洗淨剤。

4 技術要件

4.1 原料要件

4.1.1 基本要件

食品用洗淨剤に使われる原材料は、国の関連標準と関連規定に適合しなければならない。

4.1.2 表面活性剤

4.1.2.1 A 類製品に使われる表面活性剤は、中国が使用を許可する洗淨剤原料リストに定められた品種を採用しなければならない。

4.1.2.2 B 類製品に使われる表面活性剤は、使用される濃度と方式で人体に影響を与えないものでなければならない。

4.1.3 防腐剤

4.1.3.1 A 類製品に使われる防腐剤は、中国が使用を許可する洗淨剤原料リストに定められた品種を採用しなければならない。

4.1.3.2 B 類製品に使われる防腐剤は、中国が使用を許可する洗淨剤原料リストまたは GB 22115 に定められた品種を採用しなければならない。

4.1.4 着色剤

4.1.4.1 A 類製品に使われる着色剤は、中国が使用を許可する洗淨剤原料リストに定められた品種を採用しなければならない。

4.1.4.2 B 類製品に使われる着色剤は、中国が使用を許可する洗淨剤原料リストまたは GB 22115 に定められた品種を採用しなければならない。

4.1.5 香料

4.1.5.1 A 類製品に使われる香料は、GB 30616 の規定に適合しなければならない。

4.1.5.2 B 類製品に使われる香料は、GB/T 22731-2008 の第 10 類製品に対する規定に適合しなければならない。

4.2 製品要件

4.2.1 理化学的指標

理化学的指標は表 1 の規定に適合しなければならない。

表 1 理化学的指標

項目	指標		試験方法
	A 類	B 類	
ヒ素 (As) / (mg/kg) ≤	3.0	5.0	GB/T 30797
重金属 (Pb 換算) / (mg/kg) ≤	30.0	100.0	GB/T 30799
メタノール含有量/% ≤	0.05	0.1	GB/T 30795
ホルムアルデヒド含有量/% ≤	0.05	0.1	GB/T 30796

4.2.2 微生物最大許容量

微生物最大許容量は表 2 の規定に適合しなければならない。

表 2 微生物最大許容量

項目	最大許容量	試験方法
コロニー総数/(CFU/g または CFU/mL) ≤	1,000	GB 4789.2
大腸菌群/(CFU/g または CFU/mL) ≤	30	GB 4789.3

5 その他

製品の最小販売包装には、製品の属する種別 (A 類、B 類) を明記し、そのうち A 類製品には「直接食品に触れてもよい」と表記してもよい。